

他の保険契約等がある場合の保険金の支払い手続きについて

1. 保険金は弊社が支払責任額の全額をお支払いします。

今回の事故による損害は、それぞれの保険会社等で分担してお支払いせず、弊社のご契約に基づいてお支払いができる支払責任額(※1)の全額をお支払いいたします。弊社で保険金を支払った後、弊社から他の保険会社等(※2)に対し、分担額(※3)を請求します。

したがって、弊社がお支払いする保険金で損害額(※4)の全額が満たされる場合は、他の保険会社等への保険金請求手続きは不要です。(下図①参照)

2. 以下の場合、他の保険会社等への保険金請求手続きが必要です。

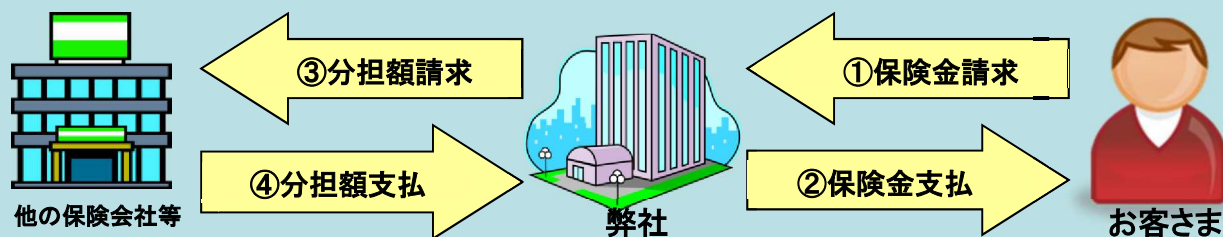
弊社は、ご契約に基づき、弊社の支払責任額の範囲内で保険金をお支払いいたしますので、以下の場合はお手数ですが、弊社だけでなく、他の保険会社等への保険金請求手続きをお願いいたします。(下図②参照)

- ・弊社のご契約による保険金だけでは損害額に満たない場合
- ・他社の保険契約等に、弊社でお支払することができない固有の補償(費用保険金等)がある場合

※他社の保険契約等に関する内容(保険金の支払可否、支払額等)については、弊社では分かりかねますので、ご不明な点につきましては、別途ご契約いただいている保険会社等にお問い合わせください。

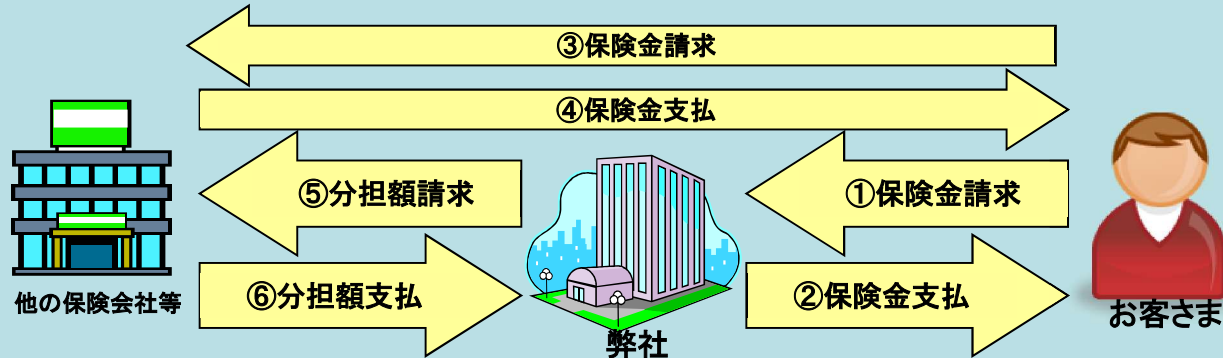
図① 弊社がお支払いする保険金で、損害額全額が補償される場合

→ お客さまから他の保険会社等への保険金請求手続きは不要です。



図② 弊社がお支払いする保険金で、損害額全額が補償されない場合等

→ お客さまから他の保険会社等への保険金請求手続きが必要となります。



お客さま情報の第三者提供・利用について

他の保険会社等に対して、弊社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報(支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金等に関する情報)を、以下のとおり提供・利用します。

- ・弊社が、その保険会社等へ提供し、また、その保険会社等から提供を受け、利用
- ・その保険会社等が、弊社へ提供し、また、弊社から提供を受け、利用

【用語について】

- (※1) 支払責任額…他のご契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (※2) 保険会社等…保険会社、少額短期保険業者または共済事業者をいいます。
- (※3) 分担額…他の保険会社等が負担すべき金額をいいます。
- (※4) 損害額…ご契約において定められた損害保険金を支払うべき損害の額をいいます。